○千葉県屋外広告物条例

昭和四十四年三月二十八日条例第五号

改正

昭和四六年一二月二五日条例第七三号

昭和四九年　三月三〇日条例第二四号

昭和六〇年一二月二三日条例第四一号

平成　四年　三月二六日条例第三九号

平成　七年　三月一〇日条例第二四号

平成　八年　三月二五日条例第一〇号

平成一一年　三月一二日条例第一九号

平成一二年一二月　八日条例第七七号

平成一三年　二月二三日条例第二六号

平成一五年一〇月一七日条例第六〇号

平成一六年一二月一〇日条例第六七号

平成一七年一二月二〇日条例第一一〇号

平成二〇年　三月二八日条例第一〇号

平成二四年　三月二三日条例第一〇号

平成三〇年一〇月一九日条例第五二号

令和　八年　三月二三日千葉県条例第一五号

千葉県屋外広告物条例

目次

第一章　総則（第一条・第二条）

第二章　広告物等の制限等（第三条―第十七条）

第三章　屋外広告業（第十七条の二―第十七条の十七）

第四章　審議会への諮問（第十八条）

第五章　雑則（第十八条の二―第二十条の三）

第六章　罰則（第二十一条―第二十三条）

附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この条例は、屋外広告物法（昭和二十四年法律第百八十九号。以下「法」という。）に基づき、屋外広告物（以下「広告物」という。）及び屋外広告業について必要な規制を行い、もつて良好な景観を形成し、及び風致を維持し、並びに公衆に対する危害を防止することを目的とする。

（広告物の在り方）

第二条　広告物又は広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）は、良好な景観の形成を阻害し、及び風致を害し、並びに公衆に対し危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

第二章　広告物等の制限等

（禁止広告物等）

第三条　何人も、次の各号のいずれかに該当する広告物等を表示し、又は設置してはならない。

一　著しく汚染し、退色し、又は塗料等のはく離したもの

二　著しく破損し、又は老朽したもの

三　倒壊又は落下のおそれのあるもの

四　交通の安全を妨げるおそれのあるもの

（禁止地域等）

第四条　何人も、次の各号に掲げる地域、区域又は場所（以下「禁止地域等」という。）においては、広告物等を表示し、又は設置してはならない。

一　都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二章の規定により定められた第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、田園住居地域若しくは風致地区、都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第十二条の規定による特別緑地保全地区又は生産緑地法（昭和四十九年法律第六十八号）第三条第一項の規定による生産緑地地区のうち、知事が指定する区域以外の区域

一の二　市民農園整備促進法（平成二年法律第四十四号）第二条第二項に規定する市民農園の区域のうち、知事が指定する区域

二　文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条又は第七十八条第一項の規定により指定された建造物及びその周囲で知事が指定する地域並びに同法第百九条第一項若しくは第二項又は第百十条第一項の規定により指定され、又は仮指定された地域

三　千葉県文化財保護条例（昭和三十年千葉県条例第八号）第四条第一項又は第二十六条第一項の規定により指定された建造物及び同条例第三十四条第一項の規定により指定された千葉県指定史跡、千葉県指定名勝又は千葉県指定天然記念物に係る地域並びにこれらの周囲で知事が指定する地域

三の二　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項第十一号の規定により保安林として指定された森林のある地域のうち、知事が指定する地域

四　都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律（昭和三十七年法律第百四十二号）第二条第一項の規定により指定された保存樹林のある地域のうち、知事が指定する地域

五　千葉県自然環境保全条例（昭和四十八年千葉県条例第一号）第六条第一項、第十五条第一項又は第二十条第一項の規定により指定された自然環境保全地域、郷土環境保全地域又は緑地環境保全地域のうち、知事が指定する地域

六　高速自動車国道及び自動車専用道路で供用されているものの区域（休憩所又は給油所の存する区域で知事が指定するものを除く。）、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）で供用されているものの区域のうち知事が指定する区間にある区域並びに鉄道、軌道及び索道（以下「鉄道等」という。）で使用されているものの区域のうち知事が指定する区間にある区域

七　道路及び鉄道等に接続し、かつ、当該道路及び鉄道等から展望できる地域のうち、知事が交通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域

八　港湾、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域のうち、知事が指定する区域

八の二　都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条第一項に規定する都市公園、社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十五年法律第二十一号）第一条の規定による廃止前の都市公園等整備緊急措置法（昭和四十七年法律第六十七号）第二条第一項第三号に規定する公園又は緑地並びに社会資本整備重点計画法施行令（平成十五年政令第百六十二号）第二条第一号に掲げる公園又は緑地で政府関係機関又は地方公共団体の補助金、貸付金等の財政援助に係るもの及び同条第二号に掲げる公園又は緑地でその設置に要する費用の一部を国が補助するものの区域（これらの周囲の地域のうち知事が指定する区域を含む。）

九　公園、緑地、墓地、古墳及び貝塚並びにこれらの周囲の地域（前号に該当する区域を除く。）のうち、知事が指定する区域

九の二　官公署、図書館、博物館、公会堂、公民館、体育館、病院及び公衆便所の建物並びにその敷地で、規則で定める基準に適合するもの

九の三　河川、湖沼、渓谷、海浜、高原及び山岳並びにこれらの付近の地域のうち、知事が指定する区域

十　前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆

に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域又は場所

（禁止物件）

第五条　何人も、次の各号に掲げる物件に広告物等を表示し、又は設置してはならない。

一　道路及び鉄道等の橋りよう、歩道橋、トンネル及び高架構造物並びに道路の分離帯

二　道路の石がき及びよう壁並びにこれらに類するもので知事が指定するもの

三　街路樹、路傍樹及び都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律第二条第一項の規定により指定された保存樹

四　信号機、道路標識及び道路の防護さく並びにこれらに類するもので知事が指定するもの

五　電柱、街灯柱その他これらに類するもので、知事が指定するもの

六　消火栓、火災報知機、望楼及び警鐘台

七　郵便ポスト、電話ボックス及び路上変電塔

八　送電用鉄塔、送受信塔及び照明塔

八の二　煙突並びにガスタンク及び水道タンク並びにタンクで知事が指定するもの

九　形像及び記念碑

２　前項第五号に掲げるもののほか、電柱又は街灯柱には、はり紙若しくははり札等（法第七条第四項に規定するはり札等をいう。以下同じ。）を表示し、又は広告旗（同条第四項に規定する広告旗をいう。以下同じ。）若しくは立看板等（同条第四項に規定する立看板等をいう。以下同じ。）を設置してはならない。

３　道路の路面には、広告物を表示してはならない。

（許可地域等）

第六条　次の各号に掲げる地域、区域又は場所（禁止地域等を除く。以下「許可地域等」という。）のうち、次条第一項の規定により広告物活用地区として指定された区域以外の地域、区域又は場所において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

一　都市計画法第五条の規定により指定された都市計画区域

二　第四条第六号の休憩所又は給油所の存する区域で知事が指定するもの、道路（高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。）で供用されているものの区域のうち知事が指定する区間にある区域及び鉄道等で使用されているものの区域のうちの知事が指定する区間にある区域（前号の区域を除く。）

三　道路及び鉄道等に接続し、かつ、当該道路及び鉄道等から展望できる地域のうち、知事が交

通の安全を妨げるおそれがあり、又は自然の景観を害するおそれがあると認めて指定する区域（第一号の区域を除く。）

四　港湾、空港及び駅前広場並びにこれらの付近の地域のうち、知事が指定する区域（第一号の区域を除く。）

四の二　河川、湖沼、渓谷、海浜、高原及び山岳並びにこれらの付近の地域のうち、知事が指定する区域（第一号の区域を除く。）

五　前各号に掲げるもののほか、知事が良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要と認めて指定する地域又は場所

2　知事は、広告物等が次の各号に該当するときは、前項の許可をしないことができる。

一　道路その他公共の用に供する場所に表示され、又は設置されるものにあつては、当該場所の機能を妨げるもの

二　信号機、道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるおそれのあるもの

三　形状、色彩、構造、規模、材質又は表示若しくは設置の方法が、当該広告物等を表示し、又は設置しようとする期間内に、次に掲げるような状態になると認められるもの

イ　著しく退色し、又は塗料等のはく離した状態

ロ　著しく破損し、又は老朽した状態

ハ　倒壊し、又は落下するおそれのある状態

四　他の法令に違反し、又はそのおそれのあるもの

3　知事は、第一項の許可を、規則で定めるところによる申請があつた日から起算して十日以内にするようにしなければならない。

4　知事は、第一項の許可をしない場合においては、規則で定めるところにより書面をもつて、申請者に理由を付してその旨を通知しなければならない。

（広告物活用地区）

第六条の二　知事は、市町村長の申請に基づき、許可地域等のうち広告物が活気のある街の形成に重要な役割を果たすものと認められる区域を広告物活用地区として指定することができる。

2　知事は、広告物活用地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、当該広告物活用地区における広告物等の表示及び設置に関する基本方針（以下「活用地区基本方針」という。）を定めるものとする。

3　広告物活用地区において、広告物等を表示し、又は設置しようとする者は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

4　前条第二項から第四項までの規定は、前項の許可の場合に準用する。

5　第三項の許可を受けて表示し、又は設置する広告物等については、第五条第一項の規定は、適用しない。

6　第一項の規定は、広告物活用地区の変更及び廃止について準用する。

7　知事は、広告物活用地区を変更しようとするときその他必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、活用地区基本方針を変更することができる。

（景観保全型広告整備地区）

第六条の三　知事は、市町村長の申請に基づき、禁止地域等及び許可地域等（広告物活用地区を除く。）のうち、良好な景観を保全するため広告物等の整備を図ることが特に必要であると認められる区域を景観保全型広告整備地区として指定することができる。

2　知事は、景観保全型広告整備地区を指定しようとするときは、規則で定めるところにより、当該景観保全型広告整備地区における広告物等の表示及び設置に関する基本方針（以下「整備地区基本方針」という。）を定めるものとする。

3　景観保全型広告整備地区において広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等が当該整備地区基本方針に適合するよう努めなければならない。

4　知事は、景観保全型広告整備地区において広告物等を表示し、又は設置する者に対し、当該景観保全型広告整備地区内の良好な景観を保全するために必要な指導及び助言をすることができる。

5　第一項の規定は、景観保全型広告整備地区の変更及び廃止について準用する。

6　知事は、景観保全型広告整備地区を変更しようとするときその他必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、整備地区基本方針を変更することができる。

（広告物協定地区）

第六条の四　一定の区域内の土地、建築物、工作物若しくは広告物等の所有者又はこれらを使用する権利を有する者（以下「土地所有者等」という。）は、当該区域の良好な景観を主体的に形成するため、当該区域における広告物等に関する協定（以下「広告物協定」という。）を締結し、当該広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けることができる。

2　広告物協定においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

一　広告物協定の目的となる土地の区域（以下「広告物協定地区」という。）に関する事項

二　広告物等の位置、形状、面積、色彩、意匠その他表示の方法に関する事項

三　広告物協定の有効期間に関する事項

四　広告物協定に違反した場合の措置に関する事項

五　広告物協定を締結した土地所有者等を代表する者に関する事項

六　広告物協定に参加し、又は広告物協定から脱退する場合の手続に関する事項

七　その他広告物協定の実施に関する事項

3　広告物協定を締結した土地所有者等は、第一項の認定を受けた広告物協定を変更しようとするときは、変更後の広告物協定が適当である旨の知事の認定を受けなければならない。

4　知事は、第一項又は前項の認定をしたときは、当該認定を受けた広告物協定を締結した土地所有者等に対して技術的支援等を行うよう努めなければならない。

5　知事は、第一項又は第三項の認定を受けた広告物協定地区内において広告物等を表示し、又は設置する者に対し、当該広告物協定地区内の良好な景観を形成するために必要な指導及び助言をすることができる。

6　広告物協定を締結した土地所有者等は、第一項又は第三項の認定を受けた広告物協定を廃止しようとするときは、あらかじめその旨を知事に届け出なければならない。

（告示）

第七条　第四条から第六条まで、第六条の二第一項又は第六条の三第一項の規定による知事の指定は、告示によらなければならない。これを変更し、又は廃止するときも、同様とする。

2　知事は、活用地区基本方針又は整備地区基本方針を定め、又は変更したときは、これらを告示しなければならない。これらを廃止したときも、同様とする。

3　知事は、前条第一項若しくは第三項の規定による認定をしたとき、又は同条第六項の規定による届出があつたときは、その旨を告示しなければならない。

（適用除外）

第八条　第四条の規定は、次の各号のいずれかに該当する広告物等については、適用しない。

一　法令に基づき表示し、又は設置する広告物等

二　国又は地方公共団体が公共的目的をもつて表示し、又は設置する広告物等

三　公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）に基づく選挙運動のため表示し、又は設置する広告物等

四　冠婚葬祭、祭礼等のため一時的に表示し、又は設置する広告物等

五　講演会、展覧会、音楽会等のためその会場の敷地内に表示し、又は設置する広告物等

六　政治、労働、宗教、報道その他の営利を目的としない活動又は行事のため一時的に表示し、又は設置する広告物等

七　地方公共団体が住民の利用に供するために設置する掲示板に表示する広告物

八　次に掲げる広告物等で規則で定める基準に適合するもの

イ　自己の管理する土地又は物件に管理上の必要に基づき表示し、又は設置する広告物等

ロ　公益上必要な施設又は物件に寄贈者名等を表示する広告物

ハ　自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等

ニ　工事現場の板塀その他これに類する仮囲いに表示する広告物

ホ　町内会、自治会その他の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体が表示し、又は設置する掲示板、案内図板その他これらに類する規則で定める広告物等

九　人、動物、車両（鉄道車両又は自動車を除く。）、船舶等に表示し、又は設置する広告物等

十　鉄道車両又は自動車に表示し、又は設置する広告物等（次号に掲げる広告物等を除く。）で、次に掲げるもの

イ　政治、労働、宗教、報道その他の営利を目的としない活動又は行事のため表示し、又は設置する広告物等

ロ　自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

ハ　イ及びロに掲げるもののほか、規則で定める広告物等

十一　自動車で使用の本拠の位置（道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）に基づく登録に係るものをいう。）が次に掲げる地方公共団体の区域内に存するものに、当該地方公共団体の法に基づく条例の規定に従つて表示し、又は設置する広告物等

イ　地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市の区域

ロ　地方自治法第二百五十二条の二十二第一項の中核市の区域

ハ　法第二十八条の条例で定めるところにより同条に規定する事務を処理することとされた市町村の区域

ニ　他の都道府県の区域（イからハまでに掲げる区域を除く。）

十二　前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める広告物等

2　前項に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する広告物等については、規則で定めるところにより、知事の許可を受けて表示し、又は設置する場合に限り、第四条の規定は、適用しない。この場合において、当該許可については、第六条第二項から第四項までの規定を準用す

る。

一　自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため自己の住居、事業所又は作業場に表示し、又は設置する広告物等

二　道標及び案内図板

三　公共的団体が公共的目的をもつて表示し、又は設置する広告物等

四　鉄道車両又は自動車に表示し、又は設置する広告物等

五　次項第三号に該当する広告物

3　第五条第一項の規定は、次の各号のいずれかに該当する広告物等については、適用しない。

一　第一項第一号、第二号並びに第八号イ及びロのいずれかに該当する広告物等

二　第五条第一項第八号又は第八号の二に掲げる物件にその所有者又は管理者が自己の氏名、名称、商標又は事業の内容を表示するため表示し、又は設置する広告物等で、規則で定める基準に適合するもの

三　前号に掲げるもののほか、第五条第一項第八号の二に掲げる物件に表示する広告物で、規則で定める基準に適合するもの

4　第五条第二項の規定は、第一項第一号から第六号まで並びに第八号イ及びロのいずれかに該当する広告物等については、適用しない。

5　第五条第三項の規定は、第一項第一号及び第二号のいずれかに該当する広告物については、適用しない。

6　第六条及び第六条の二第三項から第五項までの規定は、次の各号のいずれかに該当する広告物等については、適用しない。

一　第一項第一号から第七号まで及び第九号から第十一号までのいずれかに該当する広告物等

二　第一項第八号イからホまでに掲げる広告物等で規則で定める基準に適合するもの

三　前各号に掲げるもののほか、これらに準ずるものとして規則で定める広告物等

7　第六条の三第三項及び第四項並びに第六条の四第五項の規定は、第一項第一号から第三号までのいずれかに該当する広告物等については、適用しない。

（許可の有効期間及び条件）

第九条　知事は、第六条第一項、第六条の二第三項又は前条第二項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な限度において、許可の有効期間を定め、又は条件を付することができる。

2　前項の許可の有効期間は、三年を超えることができない。

３　知事は、申請に基づき、許可を更新することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

（許可の基準）

第九条の二　第六条第一項又は第八条第二項の規定による許可の基準は、規則で定める。

２　第六条の二第三項の許可の基準は、当該活用地区基本方針において定める。

（変更等の許可）

第十条　第六条第一項、第六条の二第三項又は第八条第二項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る広告物等を変更し、又は改造しようとするとき（規則で定める軽微な変更又は改造をしようとするときを除く。）は、規則で定めるところにより、知事の許可を受けなければならない。

２　知事は、前項の規定による許可をする場合においては、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するため必要な条件を付することができる。

３　第六条第三項及び第四項並びに前条の規定は、第一項の規定による許可の場合に準用する。

（特例の許可）

第十条の二　知事は、第四条から第六条までの規定にかかわらず、良好な景観の形成又は風致の向上に資し、かつ、公衆に対する危害を及ぼすおそれのない広告物等で、特にやむを得ないと認めるものについては、千葉県屋外広告物審議会の議を経て、その表示又は設置を許可することができる。

２　第六条第三項及び第四項並びに第九条の規定は、前項の許可の場合に準用する。この場合において、第六条第三項中「十日」とあるのは、「六十日」と読み替えるものとする。

３　第一項の規定による許可を受けた者は、当該広告物等を変更し、又は改造してはならない。ただし、規則で定める軽微な変更又は改造については、この限りでない。

（許可の表示）

第十一条　この条例に基づく許可を受けた者は、規則で定めるところにより、広告物等に当該許可を受けた旨を表示しなければならない。

（許可の取消し）

第十二条　知事は、この条例に基づく許可を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可を取り消すことができる。

一　第九条第一項（同条第三項及び第十条の二第二項において準用する場合を含む。）又は第十条第二項の規定による許可の条件に違反したとき。

二　第十条第一項又は第十条の二第三項の規定に違反したとき。

三　虚偽の申請その他不正の手段により許可を受けたとき。

（管理義務）

第十二条の二　広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者は、当該広告物等に関し、補修その他必要な管理を怠らないようにし、良好な状態に保持しなければならない。

（許可に係る広告物等の管理）

第十二条の三　第六条第一項、第六条の二第三項、第八条第二項又は第十条第一項の規定による許可を受けようとする者は、当該許可に係る広告物等を管理する者を定めなければならない。

２　この条例に基づく許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を管理する者にその管理を行わせなければならない。

（安全点検）

第十二条の四　広告物等（規則で定める広告物等を除く。以下この条において同じ。）を表示し、若しくは設置し、又は管理する者は、公衆に対する危害を防止するため、規則で定めるところにより、当該広告物等の劣化及び損傷の状況を点検しなければならない。

２　前項の規定による点検のうちこの条例に基づく許可に係る広告物等に係るものは、法第十条第二項第三号イの試験に合格した者その他これと同等以上の知識を有する者として規則で定める者にさせなければならない。

３　広告物等を表示し、又は設置する者は、第九条第三項の規定による許可の更新の申請を行う場合には、規則で定めるところにより、前項の点検の結果を知事に報告しなければならない。

（除却義務）

第十三条　広告物等を表示し、又は設置する者は、許可の有効期間が満了したとき、第十二条の規定により許可が取り消されたとき、又は広告物等を表示し、若しくは設置する必要がなくなつたときは、遅滞なく当該広告物等を除却しなければならない。第十九条第一項に規定する広告物等について同項の規定による期間が経過した場合においても、同様とする。

２　この条例に基づく許可に係る広告物等を除却した者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

（措置命令）

第十四条　知事は、第三条第一号から第三号まで、第四条から第六条の二まで又は前条第一項の規定に違反する広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者に対して除却その他必要な措置を命ずることができる。

２　知事は、第十二条第一号に該当する者に対して必要な是正措置を命ずることができる。

３　知事は、第一項の規定による措置を命じようとする者を確知することができないときは、当該措置を自ら行うことができる。ただし、広告物を掲出する物件を除却する場合においては、五日以上の期限を定めて、これを設置する者又は管理する者はその期限までに知事に申し出るべき旨及びその期限までにその申出がないときは知事が除却する旨を告示しなければならない。

（広告物等を保管した場合の公示事項）

第十四条の二　法第八条第二項の条例で定める事項は、次の各号に掲げるものとする。

一　保管した広告物等の名称又は種類及び数量

二　保管した広告物等が表示され、又は設置されていた場所及び当該広告物等を除却した日時

三　当該広告物等の保管を始めた日時及び保管の場所

四　前各号に掲げるもののほか、保管した広告物等を返還するため必要と認められる事項

（広告物等を保管した場合の公示の方法）

第十四条の三　法第八条第二項の規定による公示は、保管を始めた後遅滞なく、次の各号に掲げる方法により行わなければならない。

一　当該公示の日から起算して十四日間（法第八条第三項第一号に規定する広告物にあつては、二日間）、前条各号に掲げる事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供すること。

二　法第八条第三項第二号に規定する広告物等については、前号の公示の期間が満了しても、なお当該広告物等の所有者、占有者その他当該広告物等の権原を有する者（以下「所有者等」という。）の氏名及び住所を知ることができないときは、その公示の要旨を公告すること。

２　知事は、前項に規定する方法による公示を行うとともに、規則で定める様式による保管物件一覧簿を広告物等が表示され、又は設置されていた場所を所管する事務所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させなければならない。

（広告物等の価額の評価の方法）

第十四条の四　法第八条第三項の規定による広告物等の価額の評価は、取引の実例価格、当該広告物等の使用期間、損耗の程度その他当該広告物等の価額の評価に関する事情を勘案してするものとする。この場合において、知事は、必要があると認めるときは、広告物等の価額の評価に関し専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

（保管した広告物等を売却する場合の手続）

第十四条の五　法第八条第三項の規定による保管した広告物等の売却は、競争入札に付して行うものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない広告物等その他競争入札に付することが適当でないと認められる広告物等については、随意契約により売却することができる。

２　前項に規定する広告物等の売却の手続については、規則で定める。

（公示の日から売却可能となるまでの期間）

第十四条の六　法第八条第三項各号の条例で定める期間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

一　法第八条第三項第一号の条例で定める期間　二日

二　法第八条第三項第二号の条例で定める期間　三月

三　法第八条第三項第三号の条例で定める期間　二週間

（広告物等を返還する場合の手続）

第十四条の七　知事は、保管した広告物等（法第八条第三項の規定により売却した代金を含む。以下この条において同じ。）を当該広告物等の所有者等に返還するときは、返還を受ける者にその者が当該広告物等の返還を受けるべき所有者等であることを証明させ、かつ、規則で定める様式による受領書と引換えに返還するものとする。

（立入検査等）

第十五条　知事は、この条例を施行するため必要な限度において、広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又は当該職員をして広告物等の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物等を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

（地位の承継）

第十六条　広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者について変更があつた場合においては、変更後のこれらの者は、それぞれ変更前のこれらの者のこの条例に基づく地位（相続、合併又は分割による変更以外の変更の場合における第十七条の二第一項又は第三項の規定による登録に係るものを除く。）を承継する。

（変更等の届出）

第十七条　この条例に基づく許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者に変更があつたときは、

新たに当該広告物等を表示し、又は設置する者となつた者は、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

2　この条例に基づく許可に係る広告物等を表示し、又は設置する者は、当該広告物等を管理する者を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

3　この条例に基づく許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者は、その氏名若しくは名称又は住所を変更したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

4　この条例に基づく許可に係る広告物等を表示し、若しくは設置し、又は管理する者は、当該広告物等が滅失したときは、遅滞なく、規則で定めるところによりその旨を知事に届け出なければならない。

第三章　屋外広告業

（屋外広告業の登録）

第十七条の二　県の区域（千葉市、船橋市及び柏市の区域を除く。以下同じ。）内において屋外広告業を営もうとする者は、知事の登録を受けなければならない。

2　前項の登録の有効期間は、五年とする。

3　前項の有効期間の満了後引き続き屋外広告業を営もうとする者は、更新の登録を受けなければならない。

4　前項の更新の登録の申請があつた場合において、第二項の有効期間の満了の日までにその申請に対する処分がなされないときは、従前の登録は、同項の有効期間の満了後もその処分がなされるまでの間は、なお効力を有する。

5　前項の場合において、更新の登録がなされたときは、その登録の有効期間は、従前の登録の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

（登録の申請）

第十七条の三　前条第一項又は第三項の登録を受けようとする者（以下「登録申請者」という。）は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一　氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二　県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

三　法人にあつては、その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）の氏名

四　未成年者である場合にあつては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その名称及び住所並びにその代表者及び役員の氏名）

五　第二号の営業所ごとに選任される業務主任者（第十七条の十一第一項に規定する業務主任者をいう。第十七条の五第一項において同じ。）の氏名及び所属する営業所の名称

２　前項の申請書には、登録申請者が第十七条の五第一項各号に該当しない者であることを誓約する書面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（登録の実施）

第十七条の四　知事は、前条の規定による申請書の提出があつたときは、次条第一項の規定により登録を拒否する場合を除くほか、遅滞なく、次の各号に掲げる事項を屋外広告業者登録簿（以下「登録簿」という。）に登録しなければならない。

一　前条第一項各号に掲げる事項

二　登録年月日及び登録番号

２　知事は、前項の規定による登録をしたときは、遅滞なく、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（登録の拒否）

第十七条の五　知事は、登録申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第十七条の三第一項の申請書若しくはその添付書類のうちに重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

一　第十七条の十五第一項の規定により登録を取り消され、その処分のあつた日から二年を経過しない者

二　屋外広告業者（第十七条の二第一項又は第三項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。）で法人であるものが第十七条の十五第一項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあつた日前三十日以内にその屋外広告業者の役員であつた者でその処分のあつた日から二年を経過しないもの

三　第十七条の十五第一項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者

四　法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者

五　屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号又は次号のいずれかに該当するもの

六　法人でその役員のうちに第一号から第四号までのいずれかに該当する者があるもの

七　第十七条の三第一項第二号の営業所ごとに業務主任者を選任していない者

２　知事は、前項の規定により登録を拒否したときは、遅滞なく、その理由を示して、その旨を登録申請者に通知しなければならない。

（変更の届出）

第十七条の六　屋外広告業者は、第十七条の三第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

２　知事は、前項の規定による届出があつたときは、当該届出に係る事項が前条第一項第五号から第七号までのいずれかに該当する場合を除き、届出があつた事項を登録簿に登録しなければならない。

３　第十七条の三第二項の規定は、第一項の規定による届出について準用する。

（登録簿の閲覧等）

第十七条の七　知事は、登録簿を一般の閲覧に供しなければならない。

２　何人も、知事に対し、登録簿の謄本の交付を請求することができる。

（廃業等の届出）

第十七条の八　屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当することとなつた場合においては、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあつては、その事実を知つた日）から三十日以内に、その旨を知事に届け出なければならない。

一　死亡した場合　その相続人

二　法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員であつた者

三　法人が破産手続開始の決定により解散した場合　その破産管財人

四　法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合　その清算人

五　県の区域内において屋外広告業を廃止した場合　屋外広告業者であつた個人又は屋外広告業者であつた法人を代表する役員

２　屋外広告業者が前項各号のいずれかに該当するに至つたときは、屋外広告業者の登録は、その効力を失う。

（登録の抹消）

第十七条の九　知事は、屋外広告業者の登録がその効力を失つたとき、又は第十七条の十五第一項の規定により屋外広告業者の登録を取り消したときは、当該屋外広告業者の登録を抹消しなければならない。

（講習会）

第十七条の十　知事は、広告物等の表示及び設置に関し、必要な知識を修得させることを目的とする講習会を開催しなければならない。

２　前項の講習会に関し必要な事項は、規則で定める。

（業務主任者の設置）

第十七条の十一　屋外広告業者は、第十七条の三第一項第二号の営業所ごとに、次の各号に掲げる者のうちから業務主任者を選任し、次項に定める業務を行わせなければならない。

一　法第十条第二項第三号イの試験に合格した者

二　前条第一項の講習会の課程を修了した者

三　他の都道府県、指定都市又は中核市が、広告物等の表示及び設置に関し、必要な知識を修得させることを目的として行う講習会の課程を修了した者

四　職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）に基づき、広告美術仕上げの職種又は課程について職業訓練指導員免許を受けた者、技能検定試験に合格した者又は職業訓練を修了した者

五　知事が、広告物等の表示及び設置に関し、前各号に掲げる者と同等以上の知識を有するものと認める者

２　業務主任者は、次の各号に掲げる業務の総括に関することを行うものとする。

一　この条例その他広告物等の表示及び設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

二　広告物等の表示又は設置に関する工事の適正な施工その他広告物等の表示又は設置に係る安全の確保に関すること。

三　第十七条の十三の帳簿に記載する事項のうち、規則で定めるものの記載に関すること。

四　前各号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

（標識の掲示）

第十七条の十二　屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第十七条の三第一項第二号の営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、氏名又は名称、登録番号その他規則で定める事項を記載した標識を掲げなければならない。

（帳簿の備付け等）

第十七条の十三　屋外広告業者は、規則で定めるところにより、第十七条の三第一項第二号の営業所ごとに帳簿を備え、その営業に関する事項で規則で定めるものを記載し、これを保存しなければならない。

（屋外広告業を営む者に対する指導、助言及び勧告）

第十七条の十四　知事は、県の区域内において屋外広告業を営む者に対し、良好な景観を形成し、若しくは風致を維持し、又は公衆に対する危害を防止するために必要な指導、助言及び勧告を行うことができる。

（登録の取消し等）

第十七条の十五　知事は、屋外広告業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その登録を取り消し、又は六月以内の期間を定めてその営業の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

一　不正の手段により第十七条の二第一項又は第三項の登録を受けたとき。

二　第十七条の五第一項第二号又は第四号から第七号までのいずれかに該当することとなつたとき。

三　第十七条の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

四　法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反したとき。

２　第十七条の五第二項の規定は、前項の規定による処分をした場合に準用する。

（監督処分簿の備付け等）

第十七条の十六　知事は、屋外広告業者監督処分簿（以下「監督処分簿」という。）を備え、これを一般の閲覧に供しなければならない。

２　知事は、前条第一項の規定による処分をしたときは、監督処分簿に、当該処分の年月日及び内容その他規則で定める事項を登載しなければならない。

（報告及び検査）

第十七条の十七　知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、県の区域内において屋外広告業を営む者に対して、その営業につき、必要な報告をさせ、又は当該職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

３　第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章　審議会への諮問

第十八条　知事は、次の各号に掲げる場合においては、千葉県屋外広告物審議会の意見を聴かなければならない。

一　第四条から第六条の三までの規定による指定をし、又はこれを変更しようとするとき。

二　第四条第九号の二並びに第八条第一項第八号及び第十号ロ、第三項第二号及び第三号並びに第六項第二号に規定する規則で定める基準を定め、又はこれを変更しようとするとき。

三　活用地区基本方針及び整備地区基本方針を定め、又は変更しようとするとき。

四　第六条の四の規定による認定をしようとするとき。

五　第八条第一項第八号ホ、第十号ハ及び第十二号並びに第六項第三号に規定する規則で定める広告物等を定め、又はこれを変更しようとするとき。

六　第九条の二第一項に規定する許可の基準を定め、又はこれを変更しようとするとき。

七　第十二条の四第二項に規定する規則で定める者を定め、又はこれを変更しようとするとき。

第五章　雑則

（景観行政団体である市町村が処理する事務の範囲等）

第十八条の二　法第三条から第五条まで、第七条及び第八条の規定による条例の制定及び改廃に関する事務は、法第二十八条の規定により、流山市が処理することとする。

（経過措置）

第十九条　第四条若しくは第五条の規定により新たに広告物等の表示若しくは設置が禁止され、又は第六条の規定により新たに広告物等の表示若しくは設置について許可を要することとなつた際現に当該禁止されることとなつた地域、区域若しくは場所若しくは物件又は当該許可を要することとなつた地域、区域若しくは場所に適法に表示され、又は設置されている広告物等については、当該禁止され、又は許可を要することとなつた日から三年間（この条例に基づく許可を受けていたものにあつては、当該許可の有効期間）は、なお従前の例による。当該期間内にこの条例に基づく許可の申請があつた場合において当該期間が経過したときは、その申請に対する処分がある日までに限り、同様とする。

２　前項に定めるもののほか、この条例に基づき規則を制定し、又は改廃する場合においては、その規則で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

（手数料）

第二十条　次の各号に掲げる者は、使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の定めるところにより、手数料を納付しなければならない。ただし、政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定による届出を行つた政治団体がはり紙若しくははり札等を表示し、又は広告旗若しくは立看板等を設置するため許可を受けようとするときは、この限りでない。

一　この条例に基づく許可を受けようとする者

二　第十七条の二第一項又は第三項の規定により登録を受けようとする者

三　第十七条の七第二項の規定により登録簿の謄本の交付を請求しようとする者

四　第十七条の十第一項の知事の行う講習会を受講しようとする者

（適用上の注意）

第二十条の二　この条例の適用に当たつては、国民の政治活動の自由その他国民の基本的人権を不当に侵害しないように留意しなければならない。

（委任）

第二十条の三　この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第六章　罰則

（罰則）

第二十一条　次の各号のいずれかに該当する者は、五十万円以下の罰金に処する。

一　第四条又は第五条の規定に違反して広告物等を表示し、又は設置した者

二　第十四条第一項の規定による命令に違反した者

２　次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一　第十七条の二第一項又は第三項の規定に違反して登録を受けないで屋外広告業を営んだ者

二　不正の手段により第十七条の二第一項又は第三項の登録を受けた者

三　第十七条の十五第一項の規定による営業の停止の命令に違反した者

３　第十七条の十一第一項の規定に違反して業務主任者を選任しなかつた者は、二十万円以下の罰金に処する。

４　次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一　第十五条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

二　第十七条の六第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三　第十七条の十七第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは同項の規定による質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をした者

（両罰規定）

第二十二条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、

同条の罰金刑を科する。

（過料）

第二十三条　次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の過料に処する。

一　第十七条の八第一項の規定による届出を怠つた者

二　第十七条の十二の規定による標識を掲げない者

三　第十七条の十三の規定に違反して、帳簿を備えず、帳簿に記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつた者

附　則（令和八年三月二十三日千葉県条例第十五号）

（施行期日）

1　この条例は、令和九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正前の千葉県屋外広告物条例（以下「旧条例」という。）に基づく許可に係る屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（旧条例第十二条の三に規定する規則で定める規模以上のものに限る。以下この項において同じ。）を表示し、又は設置する者は、当該許可に係る屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件を管理する者を定めなければならない。

3　旧条例の規定による許可を受けて表示されている屋外広告物又は設置されている屋外広告物を掲出する物件（旧条例第十二条の三に規定する規則で定める規模以上のものを除く。）については、当該許可を受けている期間に限り、改正後の千葉県屋外広告物条例第十二条の三第二項の規定は、適用しない。

4　旧条例の規定による許可を受けて表示されている屋外広告物又は設置されている屋外広告物を掲出する物件を管理する者を定めたときの届出については、なお従前の例による。

5　前三項に規定するもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。